

件名：箕面市立小・中学校に配置する輪転機購入

令和6年12月6日

項目番号	質問	回答
2-2.	物品の規格について、規格番号8,12,13の3項目は下記の内容で同等と認められるでしょうか。 ・番号8「製版時間」→18秒	番号8「製版時間」に関して、現在使用している輪転機の機能が約15秒であり、教職員負担軽減の観点から機能の低下防止を望むため「製版時間が18秒」は同等品と認めません。
2-2.	・番号12「排版容量」→55版	番号12「排版容量」に関して、現在使用している輪転機の排版容量が約100版であり、教職員負担軽減の観点から能力の低下防止を望むため「排版容量55版」は同等品と認めません。
2-2.	・番号13「原稿モード」→文字,写真,文字/写真,イラスト,えんぴつ	番号13「原稿モード」に関して、想定する輪転機が下地カット機能（地色がある紙原稿の地色を消去できる機能）と同等の機能を有する場合、同等品と認めます。
2-2.	・番号20「点検頻度及び報告」内に1か月に1回の技術者派遣とありますが、事前に電話等で機械状況を確認し必要な場合に訪問点検修理対応とすることは認められるでしょうか。	設置（納入）先の学校において輪転機に精通した職員がおらず、機械状況の判断ができないことから、ご質問いただきましたご対応は認めません。